

生活保護法による保護の基準表(令和4年4月～)

(単位:円)

第一類	年齢	基準額①	基準額②
	0～2	20,830	43,330
	3～5	26,260	43,330
	6～11	33,950	44,320
	12～17	41,940	46,350
	18～19	41,940	46,030
	20～40	40,140	46,030
	41～59	38,050	46,030
	60～64	35,980	46,030
	65～69	35,980	44,000
	70～74	32,470	44,000
75～	32,470	39,730	

第二類	人員	基準額①	基準額②	冬季加算 10～4月	冬季加算 特別基準
	1人	43,280	27,690	12,780	16,620
	2人	47,910	40,660	18,140	23,590
	3人	53,110	45,110	20,620	26,810
	4人	54,970	47,040	22,270	28,960
	5人	55,430	47,070	22,890	29,760
	6人	55,890	53,880	24,330	31,630
	7人	56,350	56,730	25,360	32,970
	8人	56,810	59,320	26,180	34,040
	9人	57,260	61,710	27,010	35,120
	10人	57,720	64,100	27,840	36,200

通減率	人員	率①	率②	期末一時扶助	
				人員	金額
	1人	1.0000	1.0000	1人	13,520
	2人	1.0000	0.8548	2人	22,030
	3人	1.0000	0.7151	3人	22,720
	4人	0.9500	0.6010	4人	25,550
	5人	0.9000	0.5683	5人	26,630
	6人	0.9000	0.5383	6人	30,280
	7人	0.9000	0.5087	7人	32,170
	8人	0.9000	0.4844	8人	34,060
	9人	0.9000	0.4639	9人	35,690
10人	0.9000	0.4639	10人	37,310	

A: 第一類の基準額①×通減率①+第二類の基準額①  
 B: 第一類の基準額②×通減率②+第二類の基準額②  
 C: 生活扶助本体に係る経過的加算の合算額

生活扶助費=B+C

※ただし、Bの額がA×0.855より少ない場合は、BをA×0.855に置き換える

各種加算		
妊婦	6か月未満	9,130
	6か月以上	13,790
産婦		8,480
障害者 ※1	身障1・2級	在 26,810
		入 22,310
	身障3級	在 17,870
		入 14,870
重度障害者		14,880
家族介護		12,470
他人 介護	実施機関	70,360 以内
	市長承認	105,560 以内
	大臣基準	140,100 以内
	介護施設入所者	9,880 以内
在宅患者		13,270
放射線 障害者	(1)	43,760
	(2)	21,880
児童養育※2		10,190
介護保険料	介護保険料の実費	
母子 ※1	基準(1人)	在 18,800
		入 19,350
	第2子加算	在 4,800
		入 1,560
第3子以降	在 2,900	
	入 770	

入院患者日用品費	
基準	23,110以内
冬季加算11～3月	3,600

介護施設入所者基本生活費	
基準	9,880以内
冬季加算11～3月	3,600

入所保護基準	
救護施設	更生施設
64,140	67,950
冬季加算10～4月	5,900
期末一時扶助	5,070

※1 「在」は在宅者、「入」は入院患者又は施設入所者  
 ※2 高等学校等の就学の有無に関わらず、18歳に達する日以後の最初の3月31日までに在る者が対象

一時扶助		
配電、給・排水 設備費	124,000 以内	
	特別基準 186,000 以内	
家具什器費	30,600 以内	
	特別基準 48,800 以内	
	(暖房器具) 23,000 以内	
	(暖房特別基準) 58,000 以内	
	(冷房器具) 58,000 以内	
家財保管料	特別基準 14,000 以内	
家財処分料	特別基準 最小限度の額	
妊娠定期検診	特別基準 必要な額	
入学準備金	小学校 64,300 以内	
	中学校 81,000 以内	
被服費	寝具	新規 20,300 以内
		再生 13,900 以内
	退院時等平常着、学童服	14,300 以内
	出産準備被服	52,700 以内
	入院時寝巻	4,400 以内
	紙おむつ等(常時失)	21,200 以内
	不動産鑑定費用等	実費
除雪費	特別基準 32,000 以内	

生業費	
技能修得費 (高校除く)	47,000 以内
	特別基準 78,000 以内
	特別基準 84,000 以内
技能修得費 高等学校等 就学費※4	※3 226,000 以内
	市長承認 380,000 以内
	基本額 5,300
	学級費 2,330 以内
	入学準備金 87,900 以内
	授業料 9,900(上限)
	学習支援費(特別基準) 年84,600円 以内
	(特別基準) 年109,980円 以内
	災害時等再支給 26,500 以内
	入学金 全日制 5,650
定時制 2,100	
入学考査料 30,000円以内	
交通費、教材費→実費支給	
就職支度	32,000 以内

※3 自立支援プログラムに基づく場合で、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合  
 ※4 高等専門学校等の4、5学年に該当する場合は、年額396,000円の範囲内で認定

障害者支援施設・福祉型障害児入所施設入所者の基準生活費	
基準	入院患者日用品費の額+食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額

※ 医療型障害児入所施設については、入院患者として取扱う。

住宅扶助	人員	月額	特別基準
	1人	36,000 以内	46,000 以内
	2人	43,000 以内	50,000 以内
	3人	46,000 以内	54,000 以内
	4人	46,000 以内	58,000 以内
	5人	46,000 以内	61,000 以内
	6人	50,000 以内	61,000 以内
	7人以上	56,000 以内	65,000 以内
	床面積による基準額(1人世帯のみ)		
	11～15㎡	7～10㎡	6㎡以下
	32,000 以内	29,000 以内	25,000 以内
住宅 維持費		124,000 以内	
	特別基準	186,000 以内	

教育扶助	小学校		中学校	
	基準月額学用品費	2,600	2,600	5,100
	学級費等	1,080以内	1,080以内	1,000以内
	学習支援費	年16,000以内	年16,000以内	年59,800以内
	(特別基準)	年20,800以内	年20,800以内	年77,740以内
	災害時等再支給	11,600以内	11,600以内	22,700以内
	中学校進学時の辞書代			4,730
給食費、準教科書代、楽器、スキー等教材代 →実費支給(スキー代については別途通知)				

出産 扶助	施設分べん	309,000 以内
	居室分べん	
	特別基準	355,000 以内
衛生材料費	6,000 以内	

葬祭 扶助	基準	大人 212,000 以内
		小人(12歳未満) 169,600 以内
運搬料※5		7,480 以内

※5 自動車の料金その他死体の運搬に要する費用が15,580円を超えるとき。

新規就労控除	11,600
20歳未満控除	11,600

生活保護法による保護の基準の改定に係る経過的加算

(単位:円)

生活扶助 本体に 係る 経過的 加算※ 1	年齢	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯
	0～2歳	0	0	0	3,550	4,140	3,910	2,670	1,870	1,700	1,550
	3～5歳	0	0	0	2,350	2,140	1,880	1,130	710	360	370
	6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18～19歳	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	41～59歳	210	0	540	0	0	0	0	0	0	0
	60～64歳	0	0	460	840	630	220	0	0	0	0
	65～69歳	1,900	0	1,720	840	630	220	0	0	0	0
	70～74歳	0	0	0	110	0	0	0	0	0	0
	75歳～	1,400	0	790	110	0	0	0	0	0	0

※1 世帯人員ごとに定めた経過的加算額の中から、当該世帯員の年齢区分に対応する加算額を世帯員1人当たりにつき加算する。

児童に係る経過的加算※2	4,330	※2 4人以上の世帯に属する3歳未満の子、3人以下の世帯に属し、居宅以外の基準生活費が算定されている3歳未満の子、又は、第3子以降の「3歳から小学生修了前」の子がいる世帯を対象とし、当該子1人当たりにつき加算する。
--------------	-------	---

母子世帯に 係る経過的 加算①※3	3人世帯 以上	母子加算の対象となる者の年齢	加算額
		0～14歳	3,330
		15～17歳	0
		18歳～20歳未満	3,330

※3 3人以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者が1人のみいる世帯の加算額。

母子世帯 に係る経過 的加算② ※4	母子加算の対象となる者が入院・入所(※5)中である場合の人数	加算額
	1人	3,330
	2人	280

※4 養育に当たる者が在宅者の世帯のうち、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者が2人以下であって、当該児童がすべて入院・入所中である場合の加算額。

※5 医療型障害児入所施設に限る。